

# 掘削工事を行われる建設工事関係者の皆様へ

工事に伴う地下水等の排水がある場合、汚水排水量の認定を行い、下水道使用料を請求いたします。

## 1. 「汚水排水量認定資料申告書」の提出について

掘削等を伴う工事を行う際、地下水等を公共下水道へ排水する場合は、排水流量計等を設置し汚水排水量を計量する旨の申告をお願いいたします。ただし、排水流量計等の設置が難しい場合は、ノッチタンクの三角堰高での水量が1日24時間排水されているとみなしての認定になります。いずれの場合も「汚水排水量認定資料申告書」の備考欄にその旨を記載し、排水開始から一週間以内に提出をお願いいたします。（提出前に事前協議をお願いします）

「汚水排水量認定資料申告書」の提出の際は、下記の書類をご用意いただき、上下水道局 下水道部 サービス推進室 下水道賦課収納課まで持参又は郵送してください。

- ① 工事現場付近見取図
- ② 排水計画書（排水流量計、またはノッチタンクの設置箇所や公共下水道までの排水経路を記入したもの。）
- ③ 排水流量計、またはノッチタンクの仕様書・写真（排水流量計は排水される前の指示数が分かる写真。ノッチタンクは三角堰高を確認できる写真。）
- ④ 工事工程表（掘削工事期間等を確認できるもの。）
- ⑤ その他本市が必要と認めるもの

## 2. 申告内容に変更が生じた場合の手続きについて

排水開始時に提出いただいた「汚水排水量認定資料申告書」から、排水状況に変化が生じた際は、「汚水排水量認定資料申告書」を変化が生じた日から一週間以内に再度ご提出ください。